

## ○規制区域に関する意見について

該当ページ・項目等	御意見	回答
県内全域図	熱海の土石流災害のようなことが二度と起こらないように、また過去に県内で土砂災害が数多く起きていることを考えると、安全のために県全域を規制区域としたことは、県民としてありがたいことだと思う。	広島県では安全・安心のまちづくりを推進するため、いち早く規制区域の指定を行い、盛土規制法の運用を令和5年9月28日から開始する予定としております。

## ○その他の意見について

該当ページ・項目等	御意見	回答
その他	「盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの」は許可対象工事とされているが、緩傾斜地では面積を1,000㎡超にしてもらいたい。 理由：個人住宅を建築する場合、最近では500㎡超の宅地となる例が多く、許認可に係る個人負担の軽減を求めるもの。 緩傾斜地、急傾斜地の基準を別途定め、運用をお願いしたい。	広島県では現状の法や条例による規制よりも緩和されることがないよう、上乘せ条例を定めております。 ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。